

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

3 短期入所療養介護費
(13) 室料相当額控除について 介護老人保健施設が行う短期入所療養介護に係る室料相当額の控除については 6 の(12)を、介護医療院が行う短期入所療養介護に係る室料相当額の控除については 8 の(16)を準用する。

6 介護保健施設サービス
(12) 室料相当額控除について 令和 7 年 8 月以降、次に掲げる要件に該当する場合、多床室の利用者に係る介護保健施設サービス費について、室料相当額を控除することとする。 ① 当該介護老人保健施設の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が 8 以上であること。なお、療養室に係る床面積の合計については、内法による測定とすること。 ② 令和 7 年 8 月から令和 9 年 7 月までの間は、令和 6 年度において、介護保健施設サービス費（Ⅱ）、介護保健施設サービス費（Ⅲ）又は介護保健施設サービス費（Ⅳ）を算定した月が、介護保健施設サービス費（Ⅰ）を算定した月より多い、つまり 7 か月以上であること。 令和 9 年 8 月以降は、算定日が属する計画期間の前の計画期間（算定日が計画期間の開始後 4 月以内の日である場合は、前の計画期間の前の計画期間）の最終年度において、介護保健施設サービス費（Ⅱ）、介護保健施設サービス費（Ⅲ）又は介護保健施設サービス費（Ⅳ）を算定した月が、介護保健施設サービス費（Ⅰ）を算定した月より多いこと。 具体的には、令和 9 年 8 月から令和 12 年 7 月までの間は、令和 8 年度において、介護保健施設サービス費（Ⅱ）、介護保健施設サービス費（Ⅲ）又は介護保健施設サービス費（Ⅳ）を算定した月が、介護保健施設サービス費（Ⅰ）を算定した月より多い、つまり 7 か月以上であること。

8 介護医療院サービス
(16) 室料相当額控除について 令和 7 年 8 月以降、当該介護医療院の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が 8 以上である場合、多床室の利用者に係るⅡ型介護医療院サービス費及びⅡ型特別介護医療院サービス費について、室料相当額を控除することとする。なお、療養室に係る床面積の合計については、内法による測定とすること。